

平成30年4月1日以降の入札公告から社会保険等の未加入対策を強化します。

### 1 概要

市営建設工事における下請負人（二次以下の下請負人を含む。）を社会保険等への加入者に限定し、違反が認められた場合は、次の措置を講じます。

- ①工事成績評定の減点
- ②受注者の指名停止措置

### 2 社会保険等の未加入者の定義

次のいずれかの届出を履行していない建設業者（届出の義務がない者を除く。）をいいます。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

※加入義務のない方に強制的に加入を求めるものではありません。

### 3 建設業における労働保険、社会保険の加入義務等

： 事業主に義務があるもの    個人で加入するもの

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険	社会保険	
			雇用保険	医療保険(いずれかに加入)	年金保険
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※1	協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険組合（建設国保等） （適用除外承認を受けた場合※2）	厚生年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	国民健康保険、協会けんぽ（日雇特例被保険者）	国民年金
	—	役員等	—	協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険組合（建設国保等） （適用除外承認を受けた場合※2）	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※1	協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険組合（建設国保等） （適用除外承認を受けた場合※2）	厚生年金
	1人～ 4人	常用労働者	雇用保険※1	国民健康保険、国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金
	—	日雇労働者	日雇雇用保険	国民健康保険、協会けんぽ（日雇特例被保険者）	国民年金
	—	事業主、 一人親方	—	国民健康保険、国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

※加入義務の確認や相談等は、年金・社会保険については年金事務所、雇用保険についてはハローワークへお問い合わせください。